

上信越高原国立公園須坂・高山地域管理計画検討会 設置要綱

(目的)

第1条 上信越高原国立公園須坂・高山地域における管理計画の改定及び協働型管理運営体制の構築を目指し、諸般の課題を検討するため、「上信越高原国立公園須坂・高山地域管理計画検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 上信越高原国立公園須坂・高山地域管理計画改定案の作成
- (2) 上信越高原国立公園須坂地域及び高山地域連携会議への助言
- (3) その他前条の目的を達成するために長野自然環境事務所長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会は、長野自然環境事務所長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 検討会には、委員の互選により座長（1名）を置く。
- 3 長野自然環境事務所長は、検討会に関係行政機関の参画を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(会議)

第5条 検討会は、長野自然環境事務所長が必要に応じて招集する。

- 2 検討会は、委員の1/2以上の出席をもって成立する。
- 3 議事進行は、座長が行う。座長が欠席の場合は、座長が示した委員がこれを行う。
- 4 検討会は、原則として公開で行うものとする。ただし、長野自然環境事務所長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 5 検討会の会議資料及び議事録は公開する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、長野自然環境事務所に置き、その事務を処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

上信越高原国立公園須坂・高山地域管理計画検討会

委 員

信州大学名誉教授 伊藤 精悟

須坂市観光協会 会長 駒津 健一

信州高山温泉郷観光協会 会長 関谷 小一郎

東京農工大学大学院農学研究院 教授 土屋 俊幸

信州大学教育学部 特任教授 渡辺 隆一

(五十音順)

関係行政機関

北信森林管理署

長野県

須坂市

高山村

(順不同)